

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条第3号アの(イ)」を「第2条第4号アの(イ)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。